

電子商品券システム導入運営仕様書

1 業務名

津山市プレミアム付電子商品券「eつやま商品券」システム導入運営業務

2 業務範囲

市内事業所でのみ流通する電子商品券システムの導入とその運営

3 業務期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

以後、運営は利用状況により複数年の継続契約の可能性あり（但し単年度契約）

4 基本事項

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により落ち込んだ地域経済の回復へ向けて、市民の消費喚起と市内事業者の売上増大を図るため、電子商品券システムを導入しプレミアム分を付与した電子商品券を発行するもの。

(2) 電子商品券の概要

名称	津山市プレミアム付電子商品券「eつやま商品券」
発行総額	1億2000万円
プレミアム率	20%
1冊あたりの構成	・一口1万円単位で販売し、1万2000円分の電子商品券として発行する。
購入上限	1人あたり2口まで
利用期間	令和3年8月30日（月）から 令和4年1月31日（月）まで
販売期間	令和3年8月30日（月）から 令和3年9月20日（月）まで
販売方法	インターネット販売
販売対象者	市内在住者
利用可能店舗	約300店舗 津山市内にある店舗から公募により決定

5 業務内容

(1) 電子商品券システムの構築および電子商品券の発行

- ・電子化された商品券の発行、流通、決済、管理が可能なシステムを企画し、構築すること。

- ・スマートフォン等のモバイル端末やQRコードを活用するなど、利用者が現金を用いない支払いができること。
- ・利用者および参加店の負担を考慮し、特定のアプリ等をインストールする必要なく利用できること。
- ・1人あたりの購入上限を設定できること。
- ・参加店ごとの利用実績や、精算処理を行うためのデータ抽出等が可能であること。
- ・システムに対する攻撃や不正侵入、情報流出等のセキュリティ対策を万全に行うこと。
- ・なりすまし等の不正を防止するため、二段階認証などの対策を行うこと。
- ・誤った決済を行った際に参加店側で取り消し等の処理が行えること。
- ・本業務の円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等を有し、商品券の電子化及びキャッシュレス決済システム事業の導入実績があること。

(2) 電子商品券の販売

- ・購入方法はインターネットによる。
- ・利用者が行列などによる密集を回避し、かつ利便性良く購入するため、クレジットカード決済等で販売できること。
- ・その他、提案による。
- ・販売における手数料等は委託料に含むものとし、購入者はこれを負担しない。

(3) 電子商品券の換金

- ・換金業務を完了するまで、電子商品券の売上金等を適切に管理すること。
- ・使用金額については参加店に対して月1回以上の換金手続きを行うこと。
- ・換金時において利用額に相違がある場合は、原因究明を行い、責任をもって対応すること。
- ・発行した電子商品券が利用期間内に利用されない等、換金されなかった売上金及びプレミアム分の残額については、相当額を発注者へ返金すること。
- ・換金における手数料等は委託料に含むものとし、参加店はこれを負担しない。

6 データ管理及び実績報告

(1) データ管理

- ①業務に伴い収集、作成したデータは適切に管理すること。
- ②換金業務のほか、円滑な事業実施に必要なデータを作成すること。

(2) 実績報告及び効果検証

- ①発注者から依頼のあった場合は、各業務内容における必要実績を集計し、発注者に報告すること。
 - ・販売データ
 - ・参加店データ

- ・換金データ
- ・その他、必要な項目

7 事業スケジュール（予定）

令和3年

- | | |
|-------|--------------------|
| 7月20日 | 電子商品券専用サイトの開通、利用開始 |
| 8月30日 | 電子商品券の販売開始 |
| 8月30日 | 電子商品券の利用開始 |

令和4年

- | | |
|-------|------------|
| 1月31日 | 電子商品券の利用終了 |
| 2月28日 | 電子商品券の換金終了 |

8 委託料の支払

委託料の支払方法は契約時に発注者と受注者が協議の上、決定する。

9 その他

- (1) 個人情報を取り扱うにあたっての認証として、プライバシーマーク制度付与等の事業者であること。
- (2) 再委託
 - ①受注者は業務内容の一部について、より効率的、効果的に実施できる場合は、発注者の承諾を得たうえで再委託できるものとする。
 - ②再委託を行う場合は、受注者の責において再委託先の事業者と個別に契約を交わすものとする。また、再委託に係る契約書の写しを発注者に提出すること。
- (3) 受注者は委託業務の実施において知り得た情報を本事業の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務が終了し、又は解除された後も同様とする。
- (4) 委託業務の終了後、成果品に誤り等が認められた場合には、受注者の責任において速やかに訂正しなければならない。
- (5) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は発注者、受注者が協議して決定するものとする。
- (6) 事故、災害などの緊急事態が発生した場合、受注者は迅速かつ適切な対応を行うとともに、速やかに発注者に報告すること。